

生涯学習分科会の審議の状況

第9期における審議実績

(1) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

平成30年3月、文部科学大臣より中央教育審議会に、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」諮問。①関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方、②公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に求められる役割、③社会教育施設が求められる役割を果たすために必要な具体的方策について審議を行った。このうち、社会教育施設が求められる役割を果たすために必要な具体的方策に関して、公立社会教育施設の所管の在り方に関しては、生涯学習分科会の下「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」において、集中的に審議を行った。

同ワーキンググループは6月に論点整理を取りまとめ、これを受け、生涯学習分科会においても議論を行い、7月に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ」を取りまとめた。

その後、中央教育審議会総会、生涯学習分科会での更なる審議を経て、平成30年12月に答申。

答申においては、地域における社会教育の意義や果たすべき役割について検討し、今後「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとした。その上で、新たな時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示し、今後の社会教育の展開に当たっては、

- ①学びの場への多くの地域住民の主体的な参画を得ること
- ②学習者のニーズや、様々な課題に対応するため、社会教育行政担当部局と首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体との一層の連携・協働を図ること
- ③様々な取組を企画・実施するため、専門性ある人材の活躍を促進することが重要であるとした。

また、これらの取組を支える場となる社会教育施設の在り方として、①学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も求められていくとし、その上で、②地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できることとする特例については、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきとした。

(2) 第3期教育振興基本計画に盛り込むべき事項について

平成28年4月、文部科学大臣より中央教育審議会に、「第3期教育振興基本計画の策定について」諮問。総会の下に教育振興基本計画部会が設置されて審議が行われ、平成30年3月に答申、平成30年6月に閣議決定された。

生涯学習分科会分では、教育振興基本計画に盛り込むべき事項について審議を行い、平成29年5月から3回に渡り、教育振興基本計画部会に対して意見を提出した。その後も随時審議を行い、第3期計画には今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとして、「生涯学び、活躍できる環境を整える」ことが盛り込まれ、今後5年間の教育政策の目標と施策群の中に、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」等が盛り込まれた。

(3) 文部科学省認定社会通信教育

文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、社会教育法等に基づき認定を行っている。第9期生涯学習分科会においては、2課程の認定、1課程の廃止を行った。

| 区分 | 通信教育名 | 実施者 |
|----|-------------|----------------------|
| 認定 | ローズ・ガーデン講座 | 一般社団法人日本園芸協会 |
| 認定 | クラフトバンド実技講座 | 一般社団法人クラフトバンドエコロジー協会 |
| 廃止 | ドレメ通信教育講座 | 学校法人杉野学園 |